（別添１）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく

調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書（案）

　「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」及び「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務について、○○都道府県知事（○○市長、○○区長）（以下「甲」という。）と社会保険診療報酬支払基金○○支部長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条　乙は、甲が法に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条　甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払う診療報酬について、毎月、概ね１か月半分に相当すると考えられる診療報酬の額を乙に概算払するものとする。

第三条　乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月20日までに精算を完了するものとする。

第四条　甲は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第26条の規定による事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる１件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条　甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条　この契約の有効期間は、令和２年４月１日より令和３年３月31日までとする。なお、令和２年３月診療分のうち、行政検査（PCR検査）に係る診療報酬が同年５月22日時点で未請求であり、同日以降に当該診療報酬の請求が行われるものについても本契約による審査及び支払事務の対象とする。

第七条　この契約の有効期間の終了１月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う１か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書２通を作成し双方署名捺印の上各々１通を所持するものとする。

令和　年　月　日

○○都道府県知事　氏　名　　　　　　（印）

（○○市長、○○区長）

社会保険診療報酬支払基金○○支部

　支部長　　　氏　名　　　　　　（印）

（別添１・別紙）

覚　書　（案）

　令和　年　月　日付をもって、○○都道府県知事（○○市長、○○区長）（以下「甲」という。）と社会保険診療報酬支払基金○○支部長（以下「乙」という。）との間において締結した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

１　契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関に対して支払う診療報酬を診療の翌々月10日までに請求し、甲は、その月の20日までにこれを支払うものとする。

２　乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。

３　契約書第四条の事務費算定の基礎となる１件当たりの金額は、全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した医療機関に係る事務費算定の基礎となる１件当たりの金額によるものとする。

４　乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月10日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の20日までにこれを支払うものとする。

５　診療報酬明細書をその不備その他の理由により医療機関に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関に直接送付するものとする。

６　返送又は照会中のものでその月の10日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。

７　乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明のできるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和　年　月　日

○○都道府県知事　氏　名　　　　　　（印）

（○○市長、○○区長）

社会保険診療報酬支払基金○○支部

　支部長　　　氏　名　　　　　　（印）

（別添２）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく

調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約書（案）

　「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」及び「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務について、○○都道府県知事（○○市長、○○区長）（以下「甲」という。）と○○都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条　乙は、甲が法に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条　甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関に対して支払う診療報酬について、毎月、概ね１か月半分に相当すると考えられる診療報酬の額を乙に概算払するものとする。

第三条　乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月20日までに精算を完了するものとする。

第四条　甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てる事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる１件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条　甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条　この契約の有効期間は、令和２年４月１日より令和３年３月31日までとする。なお、令和２年３月診療分のうち、行政検査（PCR検査）に係る診療報酬が同年５月22日時点で未請求であり、同日以降に当該診療報酬の請求が行われるものについても本契約による審査及び支払事務の対象とする。

第七条　この契約の有効期間の終了１月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う１か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書２通を作成し双方署名捺印の上各々１通を所持するものとする。

令和　年　月　日

○○都道府県知事　氏　名　　　　　　（印）

（○○市長、○○区長）

○○都道府県国民健康保険団体連合会

　理事長　　　氏　名　　　　　　（印）

（別添２・別紙）

覚　書　（案）

　令和　年　月　日付をもって、○○都道府県知事（○○市長、○○区長）（以下「甲」という。）と○○都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間において締結した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する診療報酬の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

１　契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関に対して支払う診療報酬を診療の翌々月10日までに請求し、甲は、その月の20日までにこれを支払うものとする。

２　乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。

３　契約書第四条の事務費算定の基礎となる１件当たりの金額は、診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、○○都道府県（○○市、○○区）と○○都道府県国民健康保険団体連合会との間で契約した医療機関に係る事務費算定の基礎となる１件当たりの金額によるものとする。

４　乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月10日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の20日までにこれを支払うものとする。

５　診療報酬明細書をその不備その他の理由により医療機関に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関に直接送付するものとする。

６　返送又は照会中のものでその月の10日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。

７　乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明のできるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和　年　月　日

○○都道府県知事　氏　名　　　　　　（印）

（○○市長、○○区長）

○○都道府県国民健康保険団体連合会

　理事長　　　氏　名　　　　　　（印）